

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月15日
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	Trils Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩尾 俊兵
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	取締役COO兼CTO 小林 尚生
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03 - 3221 - 0211
【事務連絡者氏名】	取締役COO兼CTO 小林 尚生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日

2026年5月14日（取締役会決議日）

2. 当該事象の内容

当社は2026年5月14日開催の取締役会において、商標権の譲渡について決議いたしました。概要は以下のとおりであります。

譲渡の理由

当社グループでは、ファッションブランド事業としてブランド「CLATHAS」に係るライセンスビジネスを2011年11月より営んでおりました。ブランドの認知度の向上のための施策を実施してまいりましたが、当初想定ほどの効果が得られず、ライセンスビジネスの売上高は横ばいの状況でありました。係る状況の下、ブランド戦略及びコンテンツ開発に強みを持つ株式会社ファングリーと協議を重ねた結果、当社が保有する「CLATHAS」の商標権を株式会社ファングリーに譲渡し、同社と協業してブランドを運営することが適切と判断したことによります。

商標権譲渡後、当社は新規販路の獲得に特化します。株式会社ファングリーはブランド価値向上を目的としたデジタルコンテンツの作成、ライセンス支援を行います。両社がそれぞれの得意分野に特化することでブランド価値の向上に努めます。

譲渡資産の概要

資産の名称	譲渡価格	帳簿価格	譲渡益	現況
国内外におけるブランド「CLATHAS」に関連する全ての商標権	150百万円*1	0百万円	145百万円	事業用資産

譲渡日程

取締役会決議日	2026年5月14日
契約締結日	2026年5月15日（予定）
商標権移転日	2026年6月30日（予定）

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2026年12月期において、下記のとおり無形固定資産売却益145百万円を特別利益として計上する予定です。

個別

無形固定資産売却益 145百万円

連結

無形固定資産売却益 145百万円

以上